

第2期川越町子ども・子育て支援事業計画策定業務

公募型プロポーザル実施要領

平成30年7月

川越町 福祉課

(目的)

第1条 この要領は、第2期川越町子ども・子育て支援事業計画策定業務（以下「本業務」という。）を策定するに当たり、最も適切な企画力、実践力、専門的知識、経験及び実績を有する事業者を選定するため、プロポーザル方式により選定するための必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の概要)

第2条 本業務の概要は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務名称 第2期川越町子ども・子育て支援事業計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約の日から平成32年3月31日まで
- (4) 委託料 委託料は、予算額5,724千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とし、各年度の内訳は、次のとおりとする。
(年度別内訳) 平成30年度 2,700千円
平成31年度 3,024千円

(参加意向申出書の提出方法)

第3条 本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類 参加意向申出書（様式第1号）
- (2) 提出期限 平成30年7月27日（金）午後5時15分まで
- (3) 提出場所 川越町役場 福祉課
〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地
- (4) 提出方法 直接提出又は書留郵便（提出期限内必着）により提出すること。郵送により提出した場合は、提出期限最終日までに電話等で受取りの確認を行うこと。

(質問の受付及び回答)

第4条 本業務について質問がある場合は、次のとおり書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類 質問書（様式第2号）
- (2) 提出期限 参加意向申出書提出の日から平成30年7月31日（火）午後5時15分まで
- (3) 質問書の提出方法 質問書に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXを送付すること。なお、電話等で受信の確認を行うこと。

<提出先> 川越町役場 福祉課

FAX番号 059-365-5380

電子メール k-fukushi@town.kawagoe.mie.jp

(4) 質問の回答日時 平成30年8月3日(金)午後3時

※ 参加意向申出書を提出した全員に電子メールにより回答します。

(企画提案書等の提出)

第5条 企画提案書等は、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、各1部(ただし、企画提案書は、原本1部、写し6部とする。)を提出すること。

ア プロポーザル企画提案書提出書(様式第3号)

イ 会社等の概要(様式は自由(既存のパンフレット等で可))

ウ 業務実績(様式第4号)

エ 業務実施体制と担当者の実績(様式第5号)

オ 企画提案書

A4版縦片面10枚以内(様式は自由、表紙を含む。)に、次の事項を順次記載すること。ただし、作成する文章・資料等には社名・団体名及び作成者が判断できる表現又は記載をしないこと。

① 本業務の実施方針

② 第2期川越町子ども・子育て支援事業計画構成案

③ 本業務における実施体制及び担当者の役割

④ 業務スケジュール及び業務遂行方法

⑤ 業務フロー

⑥ 計画策定に当たっての工夫(計画書の内容の独自性、見やすさ・分かりやすさ等)

⑦ 上記以外の提案及び特にアピールしたい事項

カ 見積書

見積書(様式は自由)は、第2条第4号に記載する予算額の範囲内で、消費税及び地方消費税を除いた金額を記入し、記名押印の上、作成すること。ただし、予算額は消費税を8%として計算した上限額であることを考慮すること。

(2) 提出期間 平成30年8月3日(金)午前8時30分から

平成30年8月10日(金)午後5時15分まで(閉庁日を除く。)

(3) 提出先 川越町役場 福祉課

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

(4) その他

- ア 企画提案書等提出書類の著作権は、応募団体に帰属する。ただし、川越町が当該業務委託の候補者決定の公表等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- イ 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- ウ 提出期限後の提出書類の再提出、修正及び変更は、原則として認めない。
- エ 応募1団体につき、企画提案書等の提出は1案とし、複数の提案は認めない。
- オ 使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- カ 提出された書類は、返却しない。

(ヒアリングの実施)

第6条 本業務の受託業者選定に当たり、関係部署職員により構成される「第2期川越町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係る企画提案審査会」(以下「企画提案審査会」という。)を設置し、提案内容のヒアリングを行う。

(1) ヒアリング実施日

ヒアリングの実施日は、平成30年8月31日(金)開催

※時間については、別途応募者に通知する。

(2) 実施時間

ヒアリングに当たっては、応募者からのプレゼンテーションは20分以内(準備を含む。)とし、質疑応答は10分以内とする。なお、プレゼンテーションは提出された企画提案書等に基づいた内容とし、追加の資料等は使用しないこと。

また、公平公正な審査を行うため、ヒアリングの際には、社名・団体名等が判断できるような発言はしないこと。

(3) その他

プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、川越町が用意する。使用するパソコン及びアプリケーションは、応募者が持参すること。

(受注候補者の選定方法等)

第7条 受注候補者の選定方法及び通知方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 選考方法

企画提案審査会において、別添「企画提案書評価基準」により審査し、合計得点の最も高い応募者を受注候補者(優先交渉権者)として選定する。

(2) 結果の通知

結果の通知は、平成30年9月7日(金)までに全ての応募者に対して、選考結果通知を文書で発送する。

(契約手続)

第8条 町は、前条で選定した受注候補者と協議し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定する随意契約により契約手続を進めるものとする。

なお、受注候補者が、失格事項に該当した場合又は契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

(失格事項)

第9条 応募者が、参加意向申出書を提出した日から契約締結の日までに次の各号のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等提出した書類に虚偽の記載があることが発覚した場合
- (2) 審査に対し、不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類等の提出期間を経過してから、提出書類が提出された場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと認められる場合
- (6) その他不正な行為があった場合

(その他)

第10条 本業務の提案依頼を受けてから受注業者決定までの間、貴社における当町への営業活動は自粛するものとする。なお、発覚した場合は、失格となる場合があります。

(問い合わせ先)

第11条 本業務に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

川越町役場 福祉課

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地

電話番号 059-366-7116

F A X 番号 059-365-5380

電子メール k-fukushi@town.kawagoe.mie.jp

第2期川越町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 企画提案書評価基準

1 評価基準

評価項目の「業務実績」「実施体制」「企画提案内容」を技術評価とし、「見積価格」を価格評価とする。なお、配点は技術評価90点、価格評価10点とし、総合評価点は100点満点とする。

評価項目		評価すべき点	評価の ウェイト
業務実績 実施体制	団体の同種 業務実績	5年以内に「子ども・子育て支援事業計画」その他子育て支援関連の行政計画に関する経験や実績を十分有しているか。	5
	業務責任者の 同種業務実績	5年以内に「子ども・子育て支援事業計画」その他子育て支援関連の行政計画に関する経験や実績を十分有しているか。	5
	実施体制	担当者等業務遂行のための人員配置が適正で、業務が適切に実施できるか。	10
企画提案 内容	川越町に対する 基本認識	川越町の実状や地域特性を理解し、これまでの施策等を踏まえた企画提案内容になっているか。	10
	業務取組方針	関係法令や国の動向の把握、計画策定に独自の工夫・提案がなされるなど、業務に対する取組み姿勢・方針は適正か。	10
	提案内容の 的確性	本業務の目的達成に必要な業務の提案が的確になされているか	15
	業務の遂行 能力	的確な目標事業量の推計・目標値の設定を行うための考え方や、計画策定業務に必要な技術を有しており、円滑な業務遂行が可能か。	15
	業務計画の 妥当性	スケジュール及び作業工程が具体的に設定され、実現性・妥当性のある提案となっているか。	10
	計画の実効性・ 実現性	計画の実効性・実現性を高める提案内容となっているか。	10
見積価格	10×最低提案価格／当該提案価格		10
合 計			100

2 審査方法

技術評価による「技術点」と提案価格による「価格点」を各項に掲げる方法により算出し、総合評価点が最も高い業者を最優秀提案者とする。

(1) 技術評価の方法

企画提案書に記載された内容及びヒアリングの結果により、各委員が細項目ごとに評価し、次の表により得点化する。各委員が得点化したものを細項目ごとに平均点を算出し、合計したものを技術点とする。

※ 細項目の平均点に小数点以下の端数が出た場合は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出する。

評価	評価の考え方	係数	点数
A	優秀である／高度の能力を有している	1.0	配点×1.0
B	満足できる／十分な能力を有している	0.8	配点×0.8
C	平均的である	0.6	配点×0.6
D	物足りなさを感じる／能力が若干乏しい	0.4	配点×0.4
E	まったく満足できない	0.2	配点×0.2

(2) 価格評価の方法

最も安価の提案者を1位（満点）とし、2位以下の者の得点は、1位の提案価格との比率により、下記計算式により算出する。なお、得点は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出する。

$$\boxed{\text{提案価格の得点} = \text{価格の配点(10点)} \times \text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}}$$

※ 上限額は5,724千円（消費税等を含む。）で、見積金額が上限額を超えたときは失格とする。

(3) 総合評価点と同点となった場合の取扱い

見積価格の低い業者を最優秀提案者とする。また、見積価格が同額であった場合には、くじにて最優秀提案者を決定する。